

【医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等支給事業】事業一覧表

医療機関

	内容	支給要件	支給対象者・支給対象	支給額
1 慰労金 (新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業)	新型コロナウイルス感染症に感染した場合重症化するリスクの高い患者または利用者の多い区内医療機関において、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感をもって業務に従事している従事者への慰労金	あり(※1)	<p>新型コロナウイルス感染症患者の診療等を行った区内医療機関(※2)に勤務し、下記Ⅰ・Ⅱのいずれかに該当する医療従事者または職員</p> <p>Ⅰ：令和4年4月1日時点で在籍し、通算10日以上勤務 Ⅱ：令和4年1月1日～令和4年3月31日の間で通算10日以上勤務 (宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務での対応等の場合は、実際に当該業務に従事した日数が10日以上)</p> <p>※ 同一の医療機関内で兼務している者、複数の医療機関または複数の法人で勤務している者：重複して支給しない。 ※ 区内介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回とする。 ※ 勤務日数については、年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合、勤務日として算入しない。 ※ この表において「医療従事者または職員」とは、慰労金の目的に照らし「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に従事している医療従事者や職員(派遣労働者及び業務委託受注者の労働者を含む。)をいう。</p>	1人あたり50,000円 (1人につき1回)
2 支援金 (医療提供体制継続支援金)	医療機関における、それぞれの機能・規模に応じた役割分担の下、必要な医療提供を継続するための支援金	なし(※1)		1事業所あたり200,000円 (1回限り)

※1：令和4年4月1日時点で、北区内に所在地を有する病院または診療所が対象です。
 なお、下記①②は、対象とはなりません。
 ①令和4年4月1日時点で、休止・廃止の届け出をしている医療機関
 ②法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

※2：東京都から診療検査医療機関として指定を受け、
 北区公式ホームページで医療機関名を公表している医療機関が対象となります。

介護サービス事業所

	内容	支給要件	支給対象事業所・サービス種別	支給対象者・支給対象経費・支給日数	支給額
1 慰労金 (新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金)	新型コロナウイルス感染症に感染した場合重症化するリスクの高い利用者の多い区内介護サービス事業所において、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感をもって業務に従事している従事者への慰労金	あり(※3)	令和4年4月1日時点において、北区内に所在し、老人福祉法・介護保険法に基づき、下記サービス種別において認可または指定を受けている事業所 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	I：令和4年4月1日時点において、区内介護サービス事業所において通算10日以上勤務した者 II：令和4年1月1日～令和4年3月31日の間で、区内介護サービス事業所において通算して10日以上勤務した者 上記I・IIのいずれかに該当し、区内介護サービス事業所において、利用者等と接触を伴う業務を行った職員 ※ 同じ事業所で兼務している者や、複数の事業所または複数の法人で勤務している者については、重複して支給しない。 ※ 区内医療機関、障害福祉サービス事業所に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回とする。 ※ 上記勤務日数については、年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。 ※ この表において職員とは、慰労金の目的に照らし、高齢者との接触を伴い、継続して介護サービスを提供することが必要な業務に従事している職員(派遣労働者及び業務委託受注者の労働者を含む。)をいう。	1人あたり 30,000円 (1人につき1回)
2 支援金 (感染拡大防止等支援金)	新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者等に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援金	あり(※3)	※ただし、下記「※3」を除く。	下記①～⑱に必要な経費 ① 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ② 外部専門家等による研修実施費用 ③ (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 ④ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置費用等 ⑤ 感染防止を徹底するための面会室の改修費 ⑥ 消毒費用・清掃費用 ⑦ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ⑧ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ⑨ 自動車の購入又はリース費用 ⑩ 自転車の購入又はリース費用 ⑪ 長机、飛沫防止パネルの購入費 ⑫ 換気設備の購入及び設置に要する経費 ⑬ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く。) ⑭ 感染防止のための内装改修費 ⑮ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 ⑯ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ⑰ 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) ⑱ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費	1事業所あたり 100,000円 (1回限り)
3 協礼金 (自宅療養者要介護者サービス提供協礼金事業)	陽性者または濃厚接触者となった、介護を必要とする高齢者へ必要なサービスの提供を行った事業所の属する法人への協礼金	あり(※3)	令和4年4月1日時点において、北区内に所在し、老人福祉法・介護保険法により、下記サービス種別において認可または指定を受けている事業所 訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護(訪問サービスに限る。)、看護小規模多機能型居宅介護(訪問サービスに限る。)、居宅介護支援、介護予防支援 ※ただし、下記「※3」を除く。	令和3年4月1日から令和4年3月31日までのうち、次の①～③の期間及び日数 ① 自宅療養者に必要な介護保険サービス等を提供する場合は、新型コロナウイルス感染症に感染した日から自宅療養期間が終了したと認められる日までの期間において、介護保険サービス等を訪問して提供した日数分 ② 濃厚接触者に必要な介護保険サービス等を提供する場合は、保健所が認めた健康観察期間において、介護保険サービス等を訪問して提供した日数分 ③ ②に定めるもののほか、区長が必要と認める者に介護保険サービス等を提供する場合は、区長が必要と認めた期間において、介護保険サービス等を訪問して提供した日数分	要介護者1訪問先あたり 15,000円/日 (1回限り)

※3：各事業(慰労金、支援金、協礼金)において対象外となる事業所
 ①令和4年4月1日時点で、休止又は廃止の届出をしている事業所
 ②保険医療機関又は保険薬局のうち、介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所
 ③介護老人保健施設の空床を利用してサービス提供する短期入所療養介護事業所
 ④法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

障害福祉サービス事業所

内容	支給要件	支給対象事業所・サービス種別	支給対象者・支給対象経費・支給日数	支給額															
1 慰労金	新型コロナウイルス感染症に感染した場合重症化するリスクの高い利用者の多い区内障害福祉サービス事業所において、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感をもって業務に従事している従事者への慰労金	あり (※4)	<p>【対象】北区内に所在し、下記①または②に該当する事業所</p> <p>①令和4年4月1日時点で、東京都または区から法及び児童福祉法に基づく指定を受けている事業所</p> <p>療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、地域活動支援センター、日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス、障害者相談支援、基幹相談支援センター</p> <p>②その他 東京都北区重度身体障害者グループホーム補助事業実施要綱 第14条に基づき補助金の交付決定を受けている区内事業所</p> <p>【対象外】 東京都北区福祉部障害福祉課王子障害相談係、赤羽障害相談係、東京都立北療育医療センター、東京都北区立障害者福祉センター、東京都北区立児童発達支援センター</p>	<p>I：令和4年4月1日時点で在籍し、通算10日勤務 II：令和4年1月1日～令和4年3月31日の間で通算10日勤務</p> <p>上記I・IIのいずれかに該当し、区内障害福祉サービス事業所において、利用者等と接触を伴う業務を行った職員</p> <p>※ 同じ事業所で兼務している者や、複数の事業所または複数の法人で勤務している者については、重複して支給しない。 ※ 区内医療機関、介護サービス事業所に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回とする。 ※ 上記勤務日数については、年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。</p>	1人あたり 30,000円 (1回限り)														
2 支援金 (感染拡大防止等支援金)	新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い利用者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援	あり (※4)	<p>【対象】北区内に所在し、下記①または②に該当する事業所</p> <p>①令和4年4月1日時点で、東京都または区から法及び児童福祉法に基づく指定を受けている事業所</p> <table border="1"> <tr> <td>通所系</td> <td>療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助</td> </tr> <tr> <td>障害児通所系</td> <td>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</td> </tr> <tr> <td>短期入所系</td> <td>短期入所</td> </tr> <tr> <td>入所・居住系</td> <td>施設入所支援、共同生活援助</td> </tr> <tr> <td>訪問系</td> <td>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</td> </tr> <tr> <td>相談系</td> <td>計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>東京都北区重度身体障害者グループホーム補助事業実施要綱 第14条に基づき補助金の交付決定を受けている区内事業所</td> </tr> </table> <p>※ 同一住所の事業所において同一サービス体系の事業を複数運営する場合は、運営する事業の数にかかわらず、1事業所とみなすものとする。</p> <p>【対象外】 東京都立北療育医療センター、東京都北区立障害者福祉センター、東京都北区立児童発達支援センター</p>	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助	障害児通所系	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	短期入所系	短期入所	入所・居住系	施設入所支援、共同生活援助	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	相談系	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	その他	東京都北区重度身体障害者グループホーム補助事業実施要綱 第14条に基づき補助金の交付決定を受けている区内事業所	<p>下記①～⑱に必要な経費</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ② 外部専門家等による研修実施費用 ③ (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 ④ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置費用等 ⑤ 感染防止を徹底するための面会室の改修費 ⑥ 消毒費用・清掃費用 ⑦ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ⑧ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ⑨ 自動車の購入又はリース費用 ⑩ 自転車の購入又はリース費用 ⑪ 長机、飛沫防止パネルの購入費 ⑫ 換気設備の購入及び設置に要する経費 ⑬ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く。) ⑭ 感染防止のための内装改修費 ⑮ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 ⑯ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ⑰ 居宅介護職員による同行指導への謝金 ⑱ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費 	1事業所あたり 100,000円 (1回限り)
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助																		
障害児通所系	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス																		
短期入所系	短期入所																		
入所・居住系	施設入所支援、共同生活援助																		
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援																		
相談系	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援																		
その他	東京都北区重度身体障害者グループホーム補助事業実施要綱 第14条に基づき補助金の交付決定を受けている区内事業所																		
3 協力金	陽性者または濃厚接触者となった、介護を必要とする障害者へ必要なサービスの提供を行った事業所の属する法人への協力金	あり (※4)	<p>北区内に所在し、下記に該当する事業所 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援</p> <p>【対象外】 東京都北区立児童発達支援センター</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までのうち、次の①～③の期間及び日数</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自宅療養者に必要な総合支援法内サービス等を提供する場合は、新型コロナウイルス感染症に感染した日から自宅療養期間が終了したと認められる日までの期間において、総合支援法内サービス等を訪問して提供した日数分 ② 濃厚接触者に必要な総合支援法内サービス等を提供する場合は、保健所が認めた健康観察期間において、総合支援法内サービス等を訪問して提供した日数分 ③ ②に定めるもののほか、区長が必要と認める者に総合支援法内サービス等を提供する場合は、区長が必要と認めた期間において、総合支援法内サービス等を訪問して提供した日数分 	要介護者1訪問先あたり 15,000円/日 (1回限り)														

※4 各事業(慰労金、支援金、協力金)において対象外となる事業所
 ① 令和4年4月1日時点で休止又は廃止の届出をしている事業所
 ② 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの